

一般社団法人 日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定機構
諸規約・諸規定

(平成 26 年 3 月 1 日制定)

資格認定規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、定款第 3 条、第 4 条に基づき資格認定に関することを定める。

第 2 章 細 則

(申請資格)

第 2 条 血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師の認定を申請する者は、以下に示すすべての資格要件を満たさなければならない。

(1) 資格

診療放射線技師の免許を有すること。

(2) 経験年数

通算 3 年以上の血管撮影に関する診療業務の経験を有すること。

(3) 症例数

過去 3 年間にインターベンション 50 症例以上の経験を有すること。

(4) 学術成果

別表 1 に定める単位数を 30 単位以上取得していること。

(5) 安全管理および品質管理

別紙 1 に定める安全管理および品質管理に関する測定データを提出すること。

(6) 認定講習会

認定試験前日に開催される認定講習会を受講すること。

(申請に必要な書類)

第 3 条 申請にあたっては、次に定めるすべての書類を本機構へ提出する。

(1) 認定試験受験申請書 (様式 1)

(2) 受験票 (様式 2)

(3) 業務経験年数証明書 (様式 3)

(4) 経験症例一覧表 (様式 4)

(5) 経験症例証明書 (様式 5)

(6) 単位取得証明書 (様式 6-1~6-8)

- 出席の場合：学術大会、研究会、講習会等への出席証明書またはネームカードの写しを

添付すること。

- 発表・講演の場合：学会発表プログラム、予稿集など（学術集会名、日時が明確に分かるもの）の写しを添付すること。
- 論文・著書の場合：論文、著書の内容等が明記（サマリーや目次など）されている写しを添付すること。

なお、発表・論文等は血管撮影、IVRに関連する内容であること（CTA、MRA等の血管撮影に関連する内容は可とする）。

- (7) 血管撮影用 X 線装置の日常点検表 1 月分の写し
 - (8) 血管撮影用 X 線装置の過去 1 年間の定期点検実施記録（メーカーの点検結果でも可）の写し
実施が明記されている部分（表紙など）の写し（メーカーの点検内容は不要）
 - (9) IVR 基準点での線量率測定結果（様式 7-1、7-2）
 - (10) 検査室の散乱 X 線量測定データと測定条件（様式 8）
 - (11) 使用した線量計の校正結果の写し
 - (12) 診療放射線技師免許証の写し
 - (13) 認定試験受験料の払込票の写し
- (6) ～(11)に関しては、単位、測定方法を別紙 1 で詳細を確認すること。

（認定試験受験資格）

第 4 条 申請資格を満たし、所定の認定試験料を支払った者に受験資格を与える。

（認定審査）

第 5 条 本機構の理事会において、次に定める基準に従って書類審査ならびに試験の結果を総合的に審査する。

- (1) 申請資格を有すること。
- (2) 放射線機器関連の安全管理および品質管理を行っていること。
- (3) 試験において本機構の定める基準を満たすこと。

（資格認定授与）

第 6 条 認定試験にて合格した認定授与申請者に対して、血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師と認定する。

（認定費用）

第 7 条 認定費用は以下の通りとする。

- (1) 認定試験受験料および認定講習会受講料：20,000 円
- (2) 認定講習会受講料：10,000 円
- (3) 血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定登録料：10,000 円
- (4) 既納の認定費用は返却しない。

付 則

1. この規定は理事会の議決により改訂することができる。
2. この規定は平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

付 則

この規定は平成 27 年 9 月 1 日より施行する。

別表 1

認定・更新単位表

事 項		単位数
本機構主催の講習会		
	講演(筆頭者)	10
	出席	10
本機構を構成する団体主催の講習会		
	講演(筆頭者)	5
	出席	3
本機構が認定した講習会		
	講演(筆頭者)	5
	出席(4時間以上の講習会等)	2
	出席(4時間未満の講習会等)	1
本機構を構成する団体主催の全国大会		
	出席	4
	発表(筆頭者)	3
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構を構成する団体主催の地方大会		
	出席	2
	発表(筆頭者)	2
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構が認定した関連学会の学術大会		
	出席	2
	発表(筆頭者)	2
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構が認定した研究会		
	出席	1
	発表(筆頭者)	2
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
海外の学会		
	出席	2
	発表(筆頭者)	4
	発表(共同研究者)	2
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構構成団体学会雑誌への投稿論文		
	筆頭著者	12
	共同研究者	6
その他の学会雑誌、学術誌		
	筆頭著者	6
	共同研究者	3
海外学術誌		
	筆頭著者	15
	共同研究者	10
著書		
	単著、共著、分担執筆	10
その他		機構で決定

講習会出席とその時の講演の単位は合算できない

安全管理および品質管理に関する測定データ

資格認定の申請の際には、以下の測定記録を提出する。なお、血管撮影用 X 線装置を複数所有する施設においては全ての装置のデータを提出する。

1. 血管撮影用 X 線装置の品質管理に関する記録

- (1) 日常点検記録 1 月分の写し。
- (2) 過去 1 年間の定期点検実施記録（メーカーの点検結果でも可）の写し。

2. IVR 基準点での線量率測定データ

- (1) 医療放射線防護連絡協議会『IVR に伴う放射線皮膚障害の防止に関するガイドライン』の“IVR における患者皮膚線量の測定マニュアル”を参考にして、透視・撮影時における IVR 基準点での線量率を測定し、その測定データを提出する。
- (2) 測定結果および測定条件は「様式 7-1、7-2」に記入して提出する。
- (3) 線量計の校正結果の写し。

3. 透視時の室内散乱 X 線量測定データと測定条件

- (1) 室内散乱 X 線量の測定方法は定めない。ただし、新たに測定する場合は、下記の条件で行うこと。
 - ① 被写体：IVR 基準点での線量率測定に準ずる。
 - ② 図 1 に示す点の散乱 X 線量を測定する。ただし、アーム支持装置やカテーテルテーブル、モニタなどによって測定できない場所は除く。
 - ③ X 線照射方向：P-A（垂直方向）
 - ④ 床面から測定点までの高さ：1.0 m と 1.5 m
 - ⑤ 散乱 X 線量測定図には通常の術者位置を記入する。
- (2) 測定条件は「様式 8」に記入して提出する。
- (3) 線量計の校正結果の写し。

4. X 線装置の総濾過、付加フィルタについて

「様式 7-1、7-2」、「様式 8」での総濾過、付加フィルタの記入方法を示す。

- (1) 総濾過とは X 線管装置の固有濾過と X 線可動絞りの羽野や装置が自動で挿入するフィルタなどを含む付加濾過の合計を記載下さい。
例、3.2 mmAl + 0.2 mmCu + 1.0 mmAl、2.6 mmAl + 0.06 mmTa など
- (2) 付加フィルタとは各施設で独自に装置へ装着しているフィルタの材質や厚さを記載ください。
例、0.1 mmCu + 1.0 mmAl

● 測定点

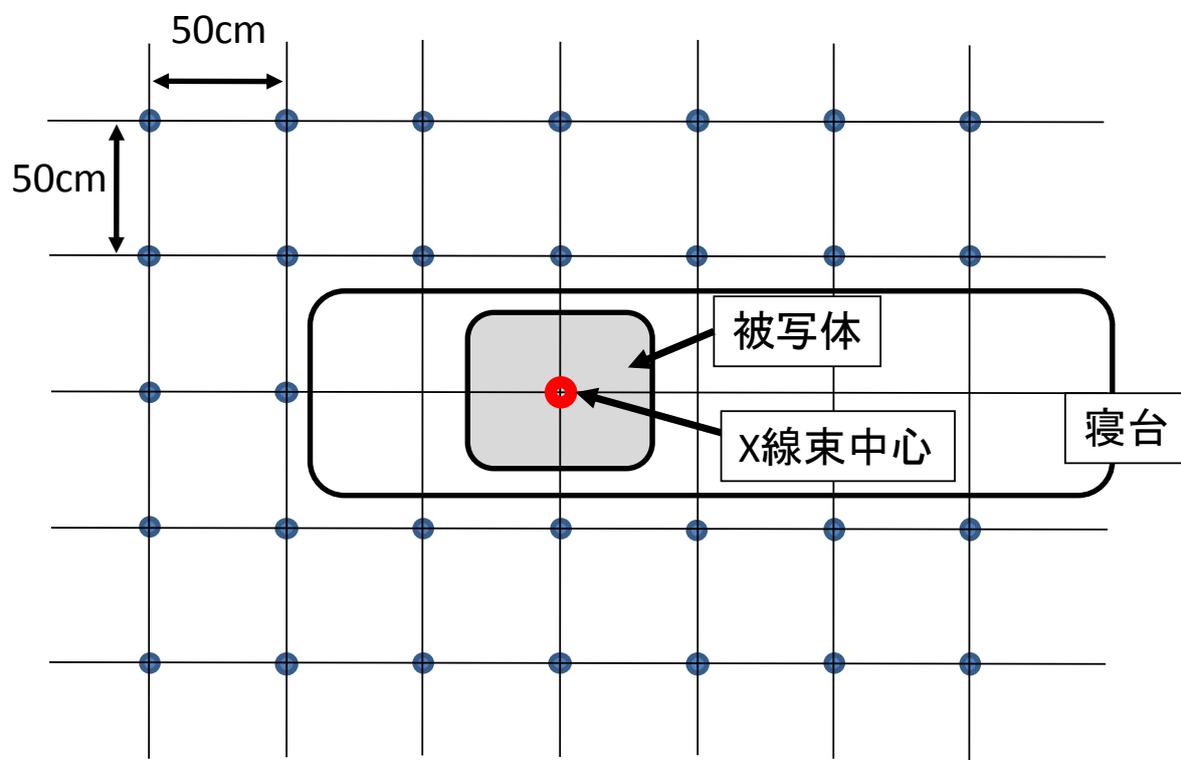


図1 室内散乱X線量の測定点（平面図）